

管子氏 五千円である……、何れも解雇手當でなく只家族が困るから社會救済の意
味に於て出さうだが、世別を交へて考へないと困る。

串畑氏 其れなら吾々も壹万円圓貸して下さい、他所より壹万円圓借りる方が可成は
或る五千圓よりあるから其れでなくとも好い話、御行可成なさい。

管子氏 支拂方法は。

串畑氏 吾々の賃銀より差引くか責任をもちて勤定、内より支拂をするか。

管子氏 其の種別等もせねば可らんか。

串畑氏 仲裁に起つた以上お世間より注目も受く且つ此後仕事をするとして職
工を使へば、此際連帶責任下にも借り共へねば行けぬ。

(西牧氏 山崎氏、長谷川氏其政策の不当を文々順々として説明す)

管子氏 其意味で會社より五千円は少いかも、此れが少々は恩遣の責任を以て行ふ事

なれば出してもよいが、君達の老万円は多額ではないか。

串畑氏 決して多くありません、一寸入職年数を調べ計算して見ると或る五千円が金

は消へる譯です、百十幾何割つとして或百四五十円でありませぬから。

山崎氏 普通の解雇者として考へるから其標は計算もなすのだ。

串畑氏 五千円は此は解雇者一人当り約四十円余りかならん。

管子氏 全部ではない。決して生人よやる必要はない、其家族が不憤であるから寄附を
するなり、勿論何れもならぬかも知れないが、社會的救済の同情の一片である。

串畑氏 トリ會社の言はれる通り臨時と善い者で他に行かれる者は興へないと言ふ
か、其區別は今ではたてられぬ。一旦茲に全體の者を共に受ければ、お前は徳うだ

からと古く標をこと自出来得ない。其標な事は決してない、今茲で言ふ金は何
れも解雇手當ではない、彼等が招きよて他に行くとか何とかする時始めて興へる
のであるから、違へては困る其故人も歎く所は多少は多くなる訳でもない。

竹内氏 吾々として此度の金を出す事と反対であったが、揚長が社會政策の爲めだ
からと言はれるからして、賛成した、其意を考へねばならぬ。

管子氏 とうだ。其れが出来ぬは御互の手を引かうではないか。